



2021年7月15日

各 位

会社名 富士興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 保谷 尚登
(コード番号：5009 東証第1部)
問合せ先 総務部長 塩野 和志
(TEL. 03-6859-2050)

新株予約権無償割当てに係る基準日公告に関するお知らせ

アスリード・ストラテジック・バリュウ・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド(以下「公開買付者ら」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、当社が2021年6月23日付け「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の株主であるアスリード・ストラテジック・バリュウ・ファンドから当該新株予約権の無償割当て(以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。)の差止めを求める仮処分の申立てがなされておりましたが、2021年6月23日、東京地方裁判所は同申立てを却下する旨の決定(以下「本却下決定」といいます。)を行いました。

当社は、本却下決定を受け、2021年6月24日に開催された当社第91回株主総会において承認可決されました本新株予約権の無償割当てを予定どおり実施することとし、本日、基準日の公告を当社ホームページ(<https://www.fkoil.co.jp/ir/notification.html>)において行いましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の無償割当ての基準日は2021年7月31日、効力発生日は同年8月31日です。

これに対し公開買付者らによれば、本新株予約権の無償割当てが、①本新株予約権の無償割当てについての仮処分手続き(以下「本仮処分手続き」といいます)により公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者らが判断した場合、又は②本仮処分手続きにより差止めできなかった場合のいずれかが満たされた場合、公開買付者らは本公開買付けを撤回する方針である、とのことです。詳細は公開買付者らが2021年7月9日に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご覧ください。

なお、公開買付者らによれば、本却下決定に対し東京地方裁判所に即時抗告の申立てを行ったとのことです。

当社は、2021年6月11日付け「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、基準日設定の公告後で、効力発生日までに、公開買付者らによって本公開買付けが撤回された場

合において、本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなつたと判断したときには、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しています。

また本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降も、公開買付者らによる本公開買付けが撤回された場合において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合に、当社取締役会の決議により、本対抗措置発動を停止した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動による影響を受ける可能性がある点にご留意ください。

以上